

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 生本 富士代

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 1 ~ 1

	一 問 一 答 (有 ・ 無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	保健福祉行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 高次脳機能障がい者の支援について	<p>高次脳機能障害とは、事故や病気などで脳に損傷を受けたことによる、記憶障害・感情の不安定・社会的行動などに困難が生じる障害のことです。外見からは分かりにくいいため、周囲からの理解も進んでいないという現状が課題となっています。</p> <p>本年 4 月より「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。この支援法の基本理念の中には、居住する地域にかかわらず等しく患者と家族が適切な支援を受けられることが明記されています。本市における高次脳機能障がい者の現状と課題について、また、今後の取り組みについてお伺い致します。</p>	
② 带状疱疹ワクチン接種事業について	<p>令和 7 年度に国として定期接種化となり、それに合わせて本市もワクチン接種に対する助成制度が始まりました。一年が経過し本市の現状と課題についてお伺い致します。</p> <p>また以下の点についてお伺い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す 5 年間の経過措置について ・ 定期接種対象者への周知の仕方について ・ 石狩管内他自治体における定期接種以外の助成制度（対象年齢や助成金額等）について 	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 新岡 知恵

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2～1

	一 問 一 答 (有)	質 問 所 要 時 間 (6 0 分)
大 項 目	1、市営住宅について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
(1) 指定管理者制度の導入について	<p>市は、今年度から市営住宅へ指定管理者制度を導入しました。制度導入の効果として、入居者サービスの向上が挙げられ、とりわけ管理人・共益費管理業務、除草業務が管理事業者へ移管されることにより、入居者の負担軽減になるとしています。</p> <p>しかし、除雪業務などが残ることに加えて、制度導入後も管理人に代わり管理業務協力員を入居者をお願いするなど、一概に入居者の負担軽減になっていない状況があります。従来では同じ団地でも棟ごとに管理人の業務範囲や、共益費の取り扱い、除雪や除草の管理方法が違っていました。制度導入にあたっては、個別の状況を聞き取る必要があり、一律の管理方法では支障が出てくると懸念します。</p> <p>また、入居者の高齢化によってニーズは変化しているとともに、コミュニティの存続が困難になっているため、指定管理者においてはより丁寧な対応が求められると考えます。</p> <p>指定管理者制度導入にあたって、事前の入居者への説明をどのように実施したか伺います。また、今後の進め方について、市の考えを伺います。</p>	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 新岡 知恵	ページ 2～2
大項目	2、作業療法士について	
小項目	質 問 の 要 旨	
(1) 作業療法士の活用	<p>作業療法士は、病気や障害、発達特性などによって「生活しづらさ」を抱える人に対して、その人らしい生活や社会参加を支援する専門職です。</p> <p>恵庭市では、子ども発達支援センターへ月1回、市内高等教育機関から作業療法士を派遣していただき、就学前の子どもを支援していますが、職員として作業療法士を配置すべきだと考えます。現状、外部からの派遣によって支援している理由とさらなる活用について伺います。</p>	
(2) 学校における作業療法	<p>近年、学校現場では発達障害や支援を必要とする児童生徒への支援、不登校への対応、感覚過敏や学習上の困難への支援など、多様な教育課題への対応が求められています。恵庭市においても、特別支援学級や通級指導教室、教育支援センターの設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置など、子どもたちへの支援体制が整備されています。しかし、学校生活に困難を抱える児童生徒は年々増加傾向にあり、教職員の負担も大きくなっているものと考えます。</p> <p>そのような中、近年注目されているのが、学校現場への作業療法士の参画です。作業療法士は、子どもが日常生活や学校生活に参加するために、本人の特性や環境の両面から評価し、具体的な支援方法を提案することができます。また、子ども本人への支援だけではなく、教員への助言や保護者支援、さらには学校環境の改善にも専門性を発揮することが期待できます。</p> <p>現在、全国では教育委員会に作業療法士を配置し、学校を巡回する取組や、全小中学校に学校作業療法室を設置する先進事例もあります。作業療法士の専門性を学校教育に活用することは、支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもたちが安心して学び成長できるインクルーシブ教育の実現にもつながるものと考えます。</p> <p>作業療法士の専門性を学校教育に活用する可能性について、市教委の考えを伺います。</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 柏野 大介

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ	4～1
-----	-----

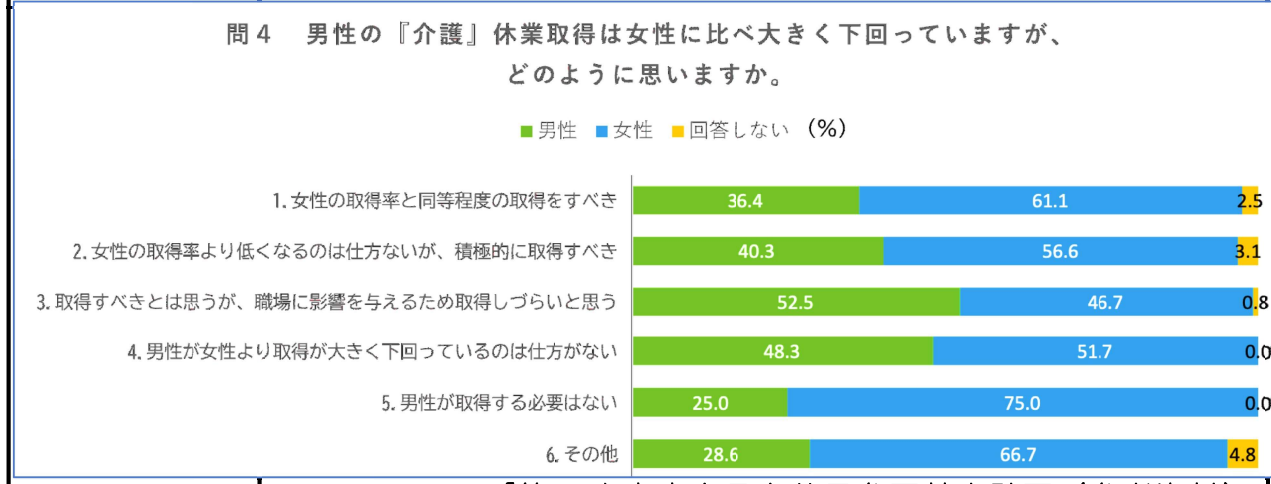
	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (70 分)
大 項 目	1. 計画策定における二元代表制の意義	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 区域の特性に応じた施策の策定と実施	<p>本年 4 月に第 3 次恵庭市男女共同参画基本計画が策定されました。恵庭市においては、2003（平成 15）年に「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」を制定しており、2004（平成 16）年からは条例に基づいて、基本計画を策定し、啓発や推進を図ってきました。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、地方公共団体の責務として、地方公共団体の区域の特性に応じた施策の策定及び実施が責務とされており、その特性の把握のためには、市民意識の適切な把握が重要です。</p> <p>計画策定に際し、2025（令和 7）年にはアンケートが実施されていますが、集計方法に関して、市民意識の実態とは異なる印象を与える可能性があり、その点は 3 月の総務文教常任委員会の中でも指摘がされています。</p> <p>集計方法変更の経緯と理由、委員会審議における指摘を、市長・副市長はどのように受け止めたのか、計画に反映されなかった理由と判断の妥当性について伺います。</p>	
② デジタル時代における市民との情報共有	<p>地域における市民意識の経年変化をとらえる上では、過去のアンケートとの比較は重要です。令和 6 年第 4 回定例会の中で、デジタル時代における市民との情報共有に関して、「今後については、電子化された情報についてより入手しやすいような形で提供できる方法については検討して参りたい」という答弁がありました。検討の結果がどうなったのか、今後の情報提供のあり方について伺います。</p>	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

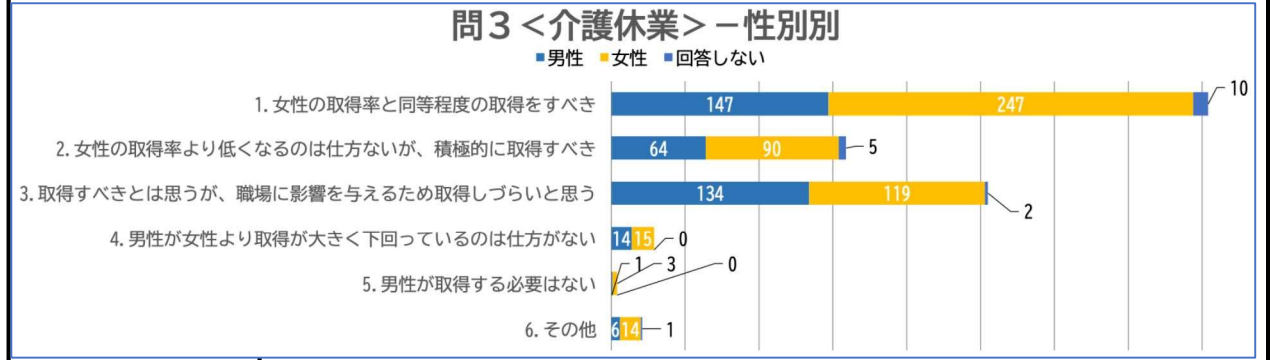
大項目	1. 計画策定における二元代表制の意義
-----	---------------------

小項目	質問の要旨
-----	-------



「第3次恵庭市男女共同参画基本計画（参考資料）」

【3】男性の育児・介護休業取得は女性に比べ大きく下回っていますが、どのように思いますか。



「男女共同参画に関するアンケート調査結果」

大項目	2. 市街化調整区域における違法建築物の現状と対策
-----	---------------------------

小項目	質問の要旨
-----	-------

都市計画法において市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域」として厳格に建築制限が課されており、無秩序な開発を防ぎ、良好な都市環境や自然景観、農地を保全するための極めて重要な制度です。

近年、札幌市の市街化調整区域において、民間レジャー施設による違法建築物が長年にわたり放置されていた事案が発覚し、各種報道等を通じて市民の間でも法秩序の維持や行政のチェック機能に対する関心と懸念が高まっています。

	氏名 柏野 大介	ページ 4～3
大項目	2. 市街化調整区域における違法建築物の現状と対策	
小項目	質 問 の 要 旨	
①違法建築物の現状と把握体制	<p>恵庭市においては、持続可能な都市構造の維持を目指して、「立地適正化計画」が本年度策定されたところであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域の適正化を図る上で、その土台となる区域区分、市街化調整区域の適切な管理・統制は不可欠です。</p> <p>本市における市街化調整区域内の建築物の適正性を担保し、都市計画行政への信頼を守る観点から、以下の点について市長の認識と現状を伺います。</p> <p>本市の市街化調整区域内において、過去から現在までに把握されている都市計画法および建築基準法に違反する違法建築物の件数とそれらの現状について伺います。また、これらを早期に発見・把握するためのパトロールや市民からの情報提供受付などの監視・把握体制はどうなっているのか伺います。</p>	
②是正指導の手続きと実効性の確保	<p>違法建築物を発見、または把握した場合、本市としてどのような手順で是正指導や行政処分を行っているのか、その具体的なフローを伺います。また、一定期間を経過しても是正されないケースに対して、実効性のある是正措置を講じるための対応策について伺います。</p>	
③他市事例を踏まえた今後の対策と連携	<p>札幌市の事例では、長期にわたる放置が問題視されました。本市において同様の事態を招かないよう、都市計画の部署と建設部、農業委員会や北海道等の関係機関がどのように情報を共有し、連携を強化していくのか、今後の具体的な方針を伺います。</p>	
大項目	3. バリアフリー重点整備地区における段差の解消を	
小項目	質 問 の 要 旨	
市道恵庭線の歩道補修	<p>旧国道36号線、現在の市道恵庭線のうち、駅前通りと交差する泉町から、道道恵庭岳公園線と交差する本町までの歩道は、インターロッキングブロックによる舗装となっていますが、ブロックの劣化により、広範囲にわたって段差が生じています。</p> <p>以前から多くの要望が寄せられていると思いますが、改善に向けてどのような課題があるのか、課題解消に向けた取り組みについて伺います。</p>	

	氏名 柏野 大介	ページ 4～4
大項目	4. 緊急時につながる連絡体制を	
小項目	質問の要旨	
緊急時の連絡体制	<p>本年、市内で発生した火災に際して、被災者からの連絡が休日であったことから、市民からの相談を受けるまでに時間を要した事案が発生しました。</p> <p>令和8年度予算代表質問の中で、市の答弁は「相談を受けた当初の初期行動で決まると思う。初めに相談を受けた部署が、しっかりと何に困窮しているか聞き取って、そして適正な部署につなぐ。重層的支援の例をもって、違う事象にあっても同じように進めていきたい。」というものでしたが、夜間や休日に最初に市民からの連絡を受けるのは職員に限られません。</p> <p>まずは判断できる人につながる体制をとることが必要だと考えますが、夜間・休日を含めた、市役所の連絡体制について伺います。</p>	
大項目	5. 障がい者の人権を守ることは行政の責務	
小項目	質問の要旨	
和解協議と市民への説明	<p>現在、裁判となっている市内の牧場における障がい者虐待に関する事案について、市はこれまでの公判の中で、市の責任を否定してきました。</p> <p>報道や市のウェブサイトの記述によれば、市は原告側と和解交渉を行なう中で、「できる限りの提案」をしたとのことですが、どのような提案を行なってきたのか、責任を否定する中で、和解金の支払いを提案したのはどのような根拠に基づくものであったのか、公判における市の主張との関係、今後の見通しについて伺います。</p>	

和解協議について

4月1日放送のHTBの番組「イチオシ」などで報道された恵庭市内の牧場における障がい者虐待に関する訴訟に関し、「原告側と市側が和解交渉を行っていた」とされたことについてご説明いたします。

市は、非公開の進行協議の中で、裁判所からの提案により和解について原告側と協議を行ってきました。市としては、非公開の進行協議の中で行われた協議の内容については、これまでも公表を控えて参りましたが、このように報道がされたことについては大変残念に思っております。

和解協議にあたっては、市として誠実に対応し、できる限りの提案をいたしました。報道では、「和解案に責任と謝罪の言葉を入れるよう求めましたが、市側が拒んだため、協議は決裂しました」とありましたが、市としては、「責任」の部分については裁判で争っている事項であることから、和解案において責任を認めることは困難である一方で、原告側はこの点を認めなければ和解には応じないとするものであったため、双方が合意に達することができず、協議が不調に終わったものであります。

市の立場や考えについては、引き続き裁判の中で主張して参りますが、裁判の進行状況についても、その都度ホームページや広報を通じてお知らせして参ります。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行うので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 武藤 光一

恵庭市議会議長 川原 光男 様

	ページ 1~1
	一問一答 (有)・無) 質問所要時間 (30分)
大項目	一般行政について
小項目	質問の要旨
第 3 期恵庭市中小企業振興基本計画について	<p>このたび、令和 8 年度から令和 1 2 年度までを計画期間とする、第 3 期恵庭市中小企業振興基本計画が策定されたところであります。</p> <p>時代の大きな転換点にあたって、新たな計画が、市内の中小企業・小規模事業者にとって、確かな道しるべとなることが期待されております。</p> <p>そこで、第 3 期計画について、その策定の目的、ならびに本市の各種計画における位置づけについて、改めてお伺いします。</p>
恵庭市における防災への取り組みについて	<p>近年線状降水帯による豪雨や自然災害の激甚・頻発化する中、国の組織改編等を踏まえ、地方自治体にはより一層の防災行政の強化が求められています。</p> <p>本市の防災施策の現状を把握するため、直近 5 年間の自主防災組織の数とカバー率についてお伺いします。あわせて、全道・全国のカバー率の現状もお伺いします。</p>

※議会申し合せ事項第 14 条 (抜粋)

- 1, 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入してください。
- 2, 通告にない事項の質問は、できません。